



障第 921 号
平成 28 年 11 月 10 日

社会福祉法人飛騨慈光会
理事長 窪田 哲 様

岐阜県知事 古田 肇



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成28年11月10日 から 平成33年11月9日 まで

重 要 な お 知 ら せ

社会福祉法人飛驒慈光会 法人事務局

社会福祉法人等へ寄付金した場合の優遇税制が変わりました。

確定申告をされる場合に、ぜひご活用ください。

2011(平成 23)年 6 月 22 日の新寄付税制関連法案の成立を受け、2011 年 1 月 1 日以降の社会福祉法人への寄付金については、これまでの「所得控除」に加えて「税額控除」を選択できるようになりました。飛驒慈光会法人本部及び飛驒慈光会傘下の施設(夕陽ヶ丘・山ゆり学園・清和寮・高山山ゆり園・益田山ゆり園・吉城山ゆり園・大野山ゆり園・飛驒うりす苑・支援センターぷりずむ)にご寄付いただいている皆様に大変有利な税制改正となりましたので、是非ご活用頂きたくお知らせいたします。

《 税額控除とは 》

「その年に支出した社会福祉法人等への寄付金の合計額－2 千円」の 40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。対象となる寄付金額は総所得金額の 40%が限度であり、税額控除額は所得税額の 25%相当額が限度となります。

具体的には・・・

<例>

総所得金額 500 万円の人が 5 万円を寄付した場合(税率 10%と仮定)

①税額控除の場合

$(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 48,000 \text{ 円} \times 0.4 = \underline{19,200 \text{ 円}}$ (還元税額)

②所得控除の場合

$(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 48,000 \text{ 円} \times 0.1 = \underline{4,800 \text{ 円}}$ (還元税額)

上記の場合は、税額控除を選択すると 19,200 円が寄付金控除で税金が還付されます。所得控除の場合より 14,400 円多く還付され有利ということになります。

《 控除を受けるための手続きは 》

控除を受けるための手続きとして「確定申告」が必要です。勤務先などで行われる年末調整では寄付金控除・税額控除を受けることはできません。また、今後確定申告で寄付金の「税額控除」を受けるためには、寄付金領収書と一緒に認定法人の証明書(別紙)を添付する必要があります。飛驒慈光会では、今後寄付者の方に、この証明書を寄付金領収書と一緒にお渡しします。(平成 23 年 1 月 1 日から 12 月 20 日までに寄付をされた方には、平成 24 年 1 月中に郵送でお送りいたします。)